

マンガでよくわかる!

解体

工事

元請編



マンガでよくわかる!
解体工事
元請編



三重県

はじめに

三重県内の産業廃棄物の不法投棄については、依然として後を絶たない状況であり、特に建設系廃棄物の割合が高く、下表のとおり発生件数で約72%、発生量で約97%を占めています。

表 三重県内の不法投棄の状況 (単位:件、(数量トン))

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
確認事案数	48 (468)	41 (438)	58 (831)	40 (792)	34 (988)	221 (3,517)
うち建設系 廃棄物	39 (422)	30 (425)	39 (814)	28 (780)	24 (971)	160 (3,412)

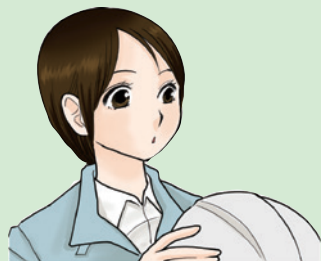
※数量トンについては、確認できたもののみ集計
 ※建設系廃棄物の割合:72%(160件/221件)、97%(3,412トン/3,517トン)

解体工事には廃棄物処理法のほか建設業法等により規制がなされていることから、不法投棄問題の解決を図るうえにおいても、解体工事の発注から解体後の廃棄物処理までの一連の工程において各法令が遵守されることや業界団体との連携による取組が重要と考えています。こうした考えに基づき、建設業法等を所管する県土整備部3課(建設業課、建築開発課、技術管理課)、大気汚染防止法(アスベスト規制など)を所管する環境生活部大気・水環境課、労働安全衛生法を所管する三重労働局に加え、関係業界団体を構成員とした「解体工事に係る連絡調整会議」を令和3年度に設置しました。

この冊子は、上記会議でそれぞれの機関・団体が抱える課題等を共有し、その対策等について意見交換を行うなか、解体工事に係る各種法令の規定を分かりやすく解説した手引きがあると良い、との意見を受けて作成に取り組んだものです。

最後になりますが、本冊子作成にあたり御協力いただいた関係者の皆様に御礼申し上げますとともに、本冊子が多くの方に活用され、解体工事に携わる方々がしっかりとした法令等の理解に基づき適切に対応することで、廃棄物の適正処理・リサイクルと環境保全等に係る取組が一層推進されることを願っています。

三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課



本冊子で解説する 関係法令一覧

【括弧内は冊子で用いている法令略名】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】
- 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例【産廃条例】
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【フロン排出抑制法】
- 特定家庭用機器再商品化法【家電リサイクル法】
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】
- 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令【分別解体等省令】
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律【労働保険徴収法】
- 建設業法
- 建築基準法
- 労働安全衛生法
- 石綿障害予防規則
- 大気汚染防止法

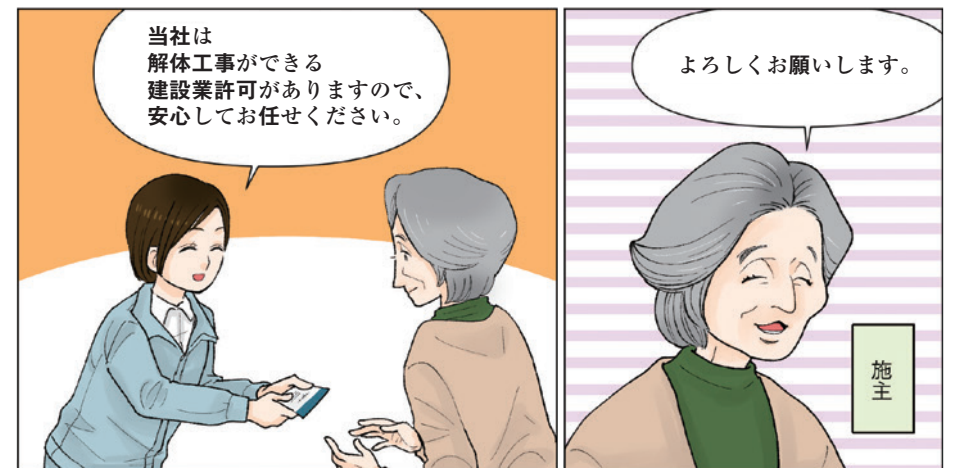
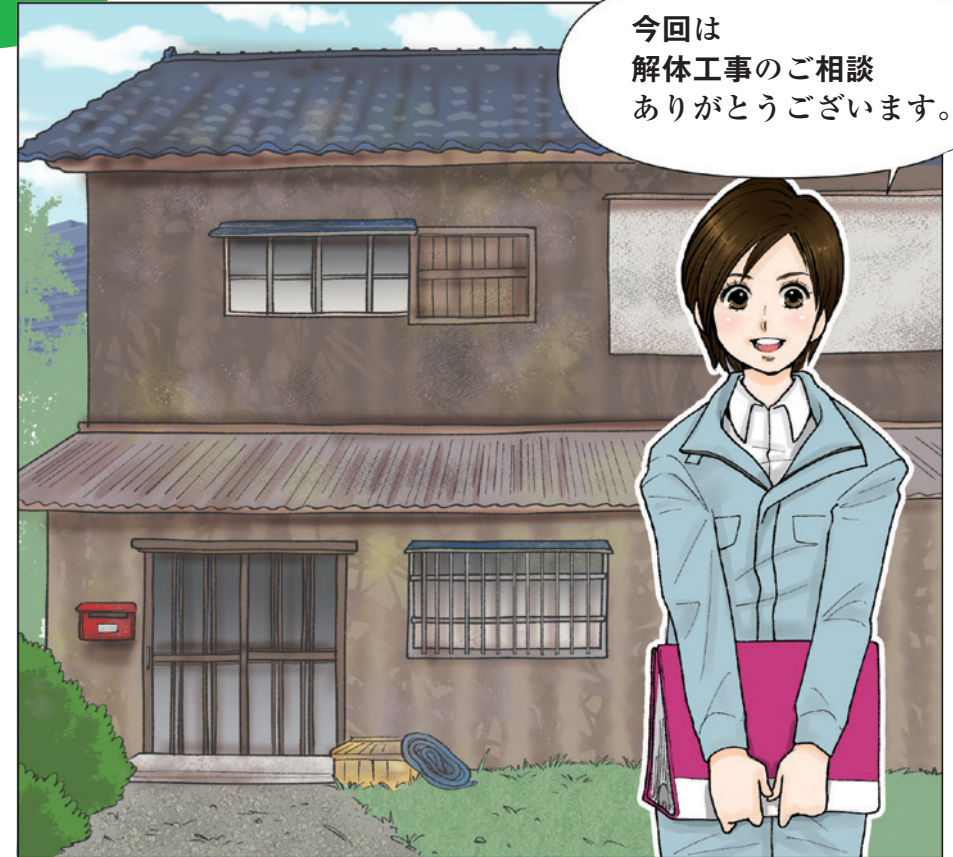


●この冊子は解体工事に係る主な法令、条項を抽出し解説するものです。全ての法令を網羅するものではありませんのでご承知おきください。
 ●この冊子は令和5年3月31日時点での法令を参考に作成しています。

目次

scene 1 私たちにお任せください	4	scene 7 工事開始にむけて	20
scene 2 残置物の処理は誰の責任?	5	● 建築物除却届を提出しましょう	
● 残置物の処理は「施主(発注者)=建築物の所有者」の責任です		● 石綿(アスベスト)の調査結果報告や現場への掲示を忘れずに行いましょう	
scene 3 事前調査・確認	7	● 解体工事現場には標識等の掲示が義務付けられています	
(分別解体等の計画等の作成)		scene 8 工事開始にあたって	24
● 建設リサイクル法の対象建設工事に該当するかを確認し、調査を行いましょう		● 解体工事で発生する特定建設資材は工事現場で分別・再資源化等をしなればなりません	
scene 4 事前調査・確認	10	scene 9 石綿(アスベスト)除去工事について	26
(フロン類を使用した機器、石綿(アスベスト)の有無)		● 石綿(アスベスト)除去の作業基準を守るとともに、作業状況を確認・記録しましょう	
● 解体工事の際にはフロン類の回収をしなくてはなりません		scene 10 元請業者によるマニフェストの交付と	29
● 石綿(アスベスト)の有無に関する「事前調査」「施主(発注者)への調査結果の説明」は元請業者の義務です		産業廃棄物の運搬	
scene 5 元請業者から施主(発注者)へ解体計画の説明と解体工事の請負契約	14	● マニフェスト(産業廃棄物管理票)の運用について	
● 元請業者から施主(発注者)への説明と解体工事の請負契約書への記載事項について		● 産業廃棄物の運搬時の注意事項について	
● 建設リサイクル法の対象建設工事は届出が義務付けられています		scene 11 工事完了後の報告	33
scene 6 解体工事の下請負契約と	17	● 産廃条例に基づく施主(発注者)への説明・報告について	
産業廃棄物の処理委託契約		● 石綿(アスベスト)の除去報告と再資源化の完了報告	
● 下請負人への届出事項の告知・確認		各種お問合せ先一覧	37
		監修・協力団体	38

私たちに任せください



登場人物



施主(発注者)

建築物の所有者



元請業者

建設業許可(土木工事業)
主任技術者(建設業法)
建築物石綿含有建材調査者
産業廃棄物の管理者
(建設副産物対策の責任者)



下請負人
兼収集運搬業者

三重県で解体工事業登録
技術管理者(建設リサイクル法)
産業廃棄物収集運搬業許可あり
「積替・保管なし」
現場責任者
石綿作業主任者

ストーリーについて

三重県〇〇市内にて、
建築物(戸建て一般住宅で延床面積80㎡以上)を解体し、
更地にする解体工事(契約金額500万円未満)に
ついて解説していきます。

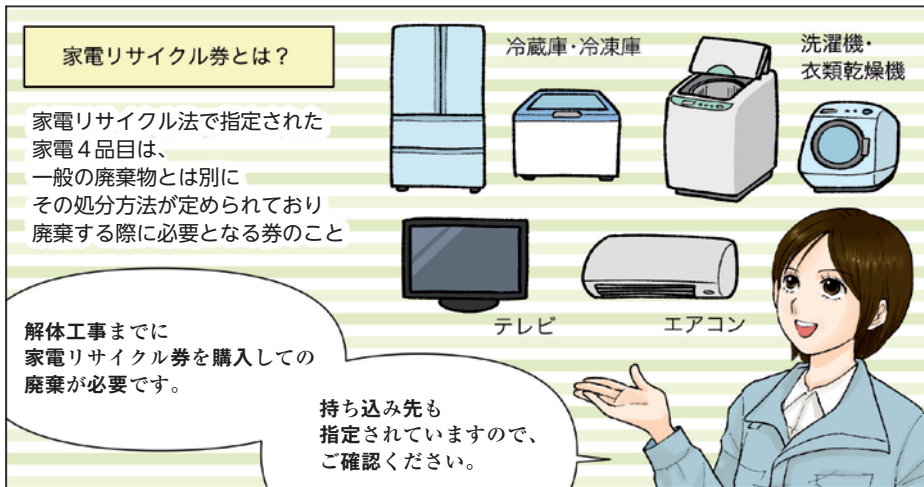
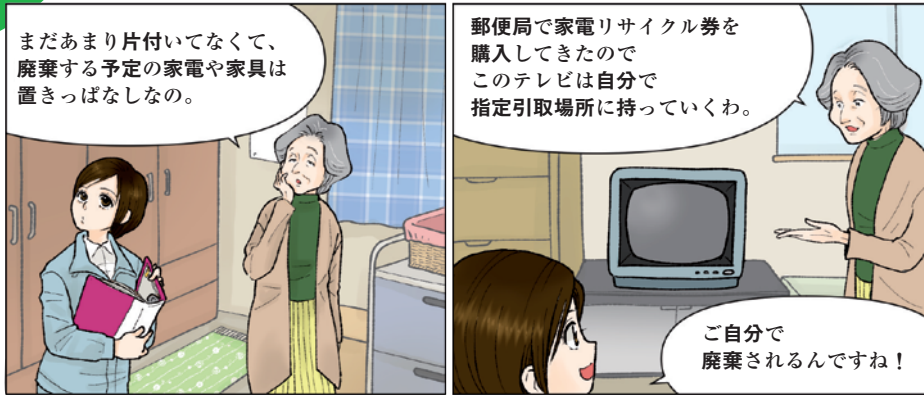
戸建住宅等の解体工事を受注するには、資格が必要です。

- 契約金額が500万円以上の解体工事※1
建設業許可【建設業法第3条】
- 契約金額が500万円未満の解体工事※2
解体工事業登録【建設リサイクル法第21条】

※1 建設業法における解体工事業の許可の取得が必要です。
 ※2 工事を行おうとする区域ごとに、管轄する都道府県の登録が必要です。
 ※2 建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を取得している場合、建設リサイクル法の登録は必要ありません。
 ※1※2 建設業許可、解体工事業登録は、ともに有効期間は5年で、更新が必要です。

残置物の処理は誰の責任？

残置物の処理は誰の責任？



残置物の処理は『施主(発注者)＝建築物の所有者』の責任です

建築物の解体時に「施主(発注者)＝建築物の所有者」が残置した廃棄物(残置物)は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物(解体物)とは異なり、その処理責任は施主(発注者)にあります。

残置物のうち廃家電4品目は、施主(発注者)に家電リサイクル法に基づき処理をするように依頼してください

残置物は、施主(発注者)に処理責任があり、撤去するのが本来のルールであることを元請業者は施主(発注者)に説明の上、廃家電4品目については家電リサイクル法に則した適正な処理(廃棄)を依頼してください。

家電4品目とは

家電リサイクル法の対象品目である「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」(いずれも家庭用機器に限る)のこと。
※事業所で使われている家庭用機器(家電4品目)も、家電リサイクル法の対象です。



施主(発注者)から、建築物解体の際に残された廃家電4品目の収集運搬を依頼された場合、以下の点に注意してください。

- 廃家電4品目が一般廃棄物にあたる場合(一般家庭から排出される家電4品目である場合) その収集運搬を受託するためには、一般廃棄物収集運搬業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託が必要です。一般廃棄物収集運搬業許可(又は市町村からの委託)を有さない解体工事業者が収集運搬を行なった場合、**廃棄物処理法に違反**します。
- 廃家電4品目が産業廃棄物にあたる場合(事業所から排出される家電4品目である場合) 排出事業者からその収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。産業廃棄物収集運搬業許可を有さない解体工事業者が収集運搬を行なった場合、**廃棄物処理法に違反**します。
- 廃家電4品目は、指定引取場所に持ち込んでリサイクルしてください。
- 廃家電4品目の収集運搬を行うことができる解体工事業者が、引き取った廃家電4品目を指定引取場所に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、**家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反**します。

●詳細は、一般財団法人家電製品協会のホームページをご覧ください。

家庭における家電4品目の排出方法案内サイト(一般家庭向け)
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/>



事業所における家電4品目の排出方法案内サイト(事業所向け)
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/business/>



●三重県内の指定引取場所は、三重県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/64524014582.htm>



残置物の処理は『施主(発注者)＝建築物の所有者』の責任です

事前調査・確認(分別解体等の計画等の作成)

事前調査・確認(分別解体等の計画等の作成)



建設リサイクル法の対象建設工事に該当するかを確認し、調査を行いましょう

建設リサイクル法

建設リサイクル法では、分別解体と再資源化等が義務付けられています

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事(対象建設工事)については、工事現場での分別解体が義務付けられています。また、分別解体することによって生じた特定建設資材の廃棄物について、再資源化等が義務付けられています。

特定建設資材

- コンクリート
- コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 木材
- アスファルト・コンクリート

対象建設工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
新築・増築工事部分	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上

対象建設工事は事前調査と現場分別等の計画を作成しましょう

元請業者は建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、対象建築物等についての調査を実施し、分別解体等の計画等を作成しなければなりません。(建設リサイクル法第9条第1項、同第2項、同法施行規則第2条第1項1号、同2号)

分別解体等の計画等について

適切に工事を実施し、確実に分別解体等・再資源化等を実施するためには、事前調査が極めて重要になります。対象建設工事については、事前調査と現場分別の計画等を作成しなければなりません。なお、工事の種類によって事前調査と現場分別の計画等の作成内容が違いますので注意してください。作成内容は、工事の種類に応じた「分別解体等の計画等」法定様式を参照してください。

●詳細は、三重県のホームページをご覧ください。

三重県 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

<https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/23929023472.htm>



建設リサイクル法の対象建設工事に該当するかを確認し、調査を行いましょう

■建築物解体工事の「分別解体等の計画等」記入例とポイント

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> その他(木造)		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る物 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 3 m その他 (県道沿いの工事、交通量多い。)	
	工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ()	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (パーライト吹付け) <input type="checkbox"/> 無	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) <input checked="" type="checkbox"/> 有(屋根スレート板) 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
その他	近隣対策等の実施状況等を記載		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	手作業
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (上の工程における④→③) その他の場合の理由(本体付属品がないため)		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	1.00トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	0トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	0トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注)	①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		

鉄筋コンクリート造以外は具体的に記載

解体工事は記載不要

石綿以外の付着物の有無、付着物を記載

有の場合、使用部位を記載
新築工事は記載不要

近隣対策等の実施状況等を記載

工事全体の作業内容について記載

解体工事について記載

本体付属品は
防護柵、照明設備
標識などをいう

その他の場合は、作業順序と理由を記載

解体工事の場合に、全ての建設資材の重量を記載

廃棄物の発生
見込み量を記載

特定建設資材廃棄物別に搬入予定の
再資源化等を行う事業所名を記入

新築の場合は使用する部分を、その他の場合は
使用する部分及び発生する部分をチェックする

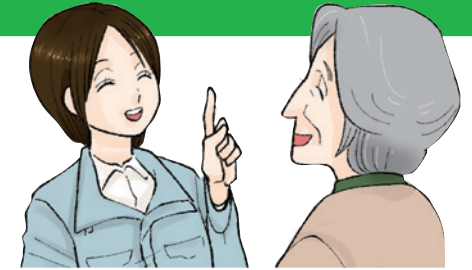
事前調査・確認

(フロン類を使用した機器、石綿(アスベスト)の有無)



石綿(アスベスト)の有無に関する「事前調査」 「施主(発注者)への調査結果の説明」は 元請業者の義務です

建築物・工作物の解体・改修工事を行う際には、**工事の規模、請負金額に関わらず**、事前に法令に基づく石綿の使用の有無の調査(事前調査)を行う義務があります。



事前調査の実施方法

●事前調査では、まず書面調査及び現地での目視調査を実施し、これらの調査で建材の石綿含有の有無がわからなかった場合は分析調査を行い、石綿含有の有無を判断する。

書面調査及び現地での目視調査を原則として実施する。

書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が不明な場合に分析調査を行う。

施主(発注者)からの情報提供

書面調査

現地での目視調査

各建材について判断

石綿あり

石綿なし

不明

石綿あり(みなし)

試料採取

分析

石綿あり

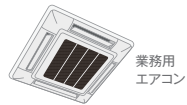
石綿なし

解体工事の際には フロン類の回収をしなければなりません

フロン類の大気放出は法律(フロン排出抑制法)違反となります

フロン排出抑制法では、フロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用している「業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器(第一種特定製品)」の廃棄等の際にフロン類の回収を義務づけています。

(フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品の例)



業務用
エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用
冷凍・冷蔵
機器



冷凍・冷蔵庫
ショーケース
など

解体工事を依頼されたらフロン類の確認をしましょう。

- 解体する建築物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書に結果を記入し、その内容を施主(発注者)に説明します。
- 事前確認書を施主(発注者)と元請業者がそれぞれ3年間保存します。
- フロン排出抑制法に該当する機器が「ない」場合でも、書面を保存してください。

工事の発注者(施主)

フロン類を未回収のまま行う機器廃棄は直接罰の対象。



違反した場合、
50万円以下の罰金

元請業者

やるべきこと

①解体する建築物において業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の有無を「現場・図面を見ながら」事前確認し、その結果を書面で施主(発注者)に説明。

その書面の写しを3年間保存。

②フロン類の回収を充填回収業者に依頼。(施主(発注者)から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)

③フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。

フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役または50万円以下の罰金



廃棄物・リサイクル業者

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



エアコン
1台分
業務用エアコン
1台に含まれるフロンは約20kg

約50t-CO₂



レジ袋
約150万枚分



トラック
地球2.4周分

詳細は、環境省のフロン排出抑制法ポータルサイトをご覧ください。

フロン排出抑制法ポータルサイト

検索

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>



scene
5

元請業者から施主(発注者)へ解体計画の説明と解体工事の請負契約



事前調査のポイント。

- 建築物の事前調査を行う者は、石綿に関し一定の知見を有し、実際に調査を実施した上での確かな判断ができる建築物石綿含有建材調査者である必要があります。(令和5年10月から)
- 書面調査では、設計図書や石綿含有建材データベース等を使用した調査を行ってください。
- 現地での目視調査では、現地で各部屋、部位の網羅的な確認を行ってください。(書面調査との相違等を確認。)



施主(発注者)への調査結果説明

元請業者は施主(発注者)に対して書面により事前調査の結果等を説明することが義務づけられています。

事前調査結果報告(本誌P21)で使用する「石綿事前調査結果報告システム」のデータを活用して、説明に必要な書面や作業概要に関する書式様式を作成できるツールを環境省等のサイトで公開しています。

環境省 事前調査結果に係る各種文書作成ツール

検索

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



詳細は、下記ホームページをご覧ください。

- 厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

検索

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

- 厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト

石綿総合情報ポータルサイト

検索

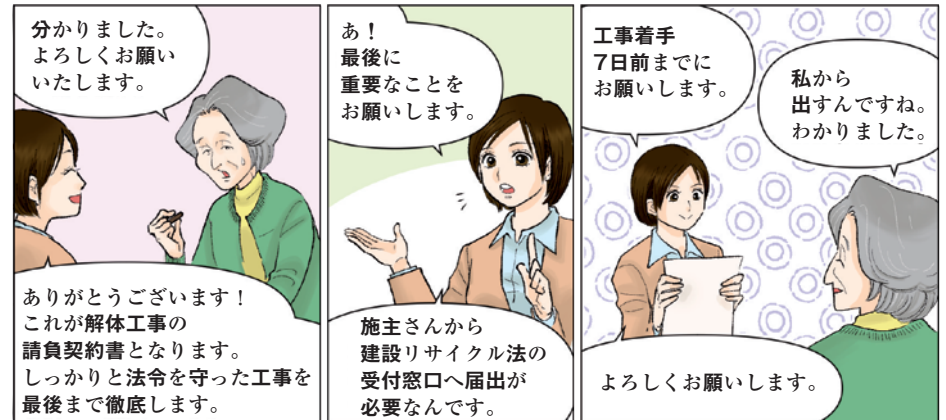
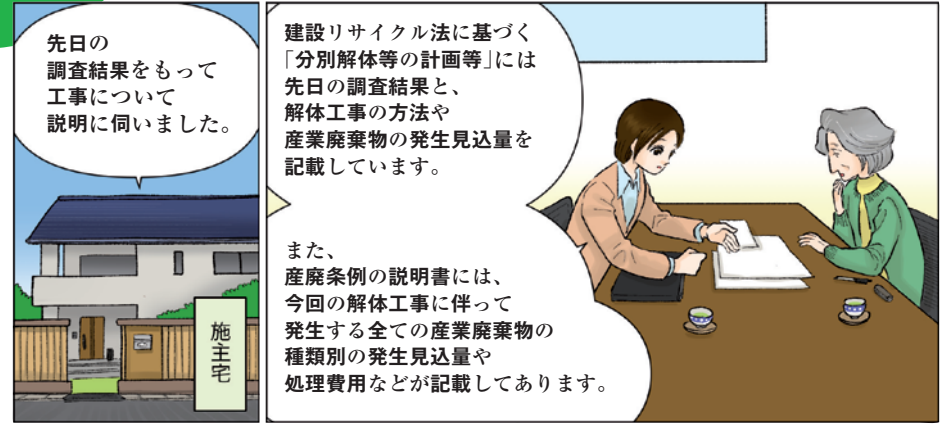
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

- 環境省 アスベスト関連ページ

環境省 建物を壊すときにはどうしたら良いの?

検索

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>



建設リサイクル法の対象建設工事は届出が義務付けられています



 届出を行う義務があるのは「**施主(発注者)**」です。

届出時期と届出窓口

(建設リサイクル法第10条、三重県「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する要綱第3条)

届出時期 工事に着手する日の**7日前までに届出書の提出**

●(届出例)水曜日に工事着手をする場合は、その1週間前の水曜日までに届出書の提出が必要となります。

届出窓口 下表のとおり

建築物	①津市、四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市内	当該市役所 担当課
	②①以外の地域	県の建設事務所 建築開発室、又は総務・管理・建築室 建築開発課
建築物以外	伊賀市、名張市、亀山市内の4号建築物が対象の場合	当該市役所 担当課 (ただし、県の許可を必要とする建築物を除く)
	①津市、四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市内	当該市役所 担当課
	②①以外の地域	県の建設事務所 事業推進室 工事統括課

届出に必要な添付図書など

書類名	説明
①届出書	省令様式(国の様式)
②別表	省令様式(国の様式) ※工事の種類により該当するものを添付 ●建築物の解体工事→別表1 ●建築物の新築工事等→別表2 ●建築物以外の解体工事・新築工事等→別表3
③案内図	工事現場が特定できる地図(工事現場を赤色で明示)
④設計図等	a.かb.のうちいずれかの図書 a.配置図、2面以上の立面図、各階平面図 b.建築物の状況が分かる2面以上のカラー写真
⑤工事の概略工程表	届出書 5 欄に記入できない場合(様式は任意)
⑥委任状	届出を委任する場合は必要(県要綱にて様式を規定)

●届出内容や届出先については、三重県のホームページをご覧ください。

三重県 建設リサイクル法

検索

<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/81275031081.htm>



元請業者から施主(発注者)への説明と解体工事の請負契約書への記載事項について

分別解体等の計画等(建設リサイクル法)

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、作成した「分別解体等の計画等」に基づき、届出に係る事項について書面で説明する必要があります。(対象建設工事や「届出に係る事項」についてはP8、P16参照)

フロン類の確認結果(フロン排出抑制法)

事前確認書を渡して、フロン排出抑制法に該当する機器の有無を説明する必要があります。事前確認書は施主(発注者)及び元請業者それぞれが3年間保存する必要があります。

※該当する機器がない場合でも書面を保存してください。

石綿の事前調査説明書面(大気汚染防止法)

説明書面を渡して、石綿含有建材の有無を説明する必要があります。説明書面の写しは、元請業者が、事前調査結果の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

発生する産業廃棄物の説明(産廃条例)

解体工事を始める前に、産廃条例に基づき、**解体工事で生ずる全ての産業廃棄物について**以下の説明をして、内容の確認を受ける必要があります。

産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類ごとの、

- ① 発生見込量
- ② 予定処分先
- ③ 予定処分方法
- ④ 処理費用

※元請業者には説明に用いた書面の写しを5年間保存する義務があります。

※対象工事や様式等の産廃条例の詳細はP34、P35を参照

 施主・元請業者間で結ぶ解体工事の請負契約書には下記について記載が必要です。

**建設業法
第19条第1項
で定めるもの**



建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際には、分別解体・再資源化に要する費用などの事項を契約書面に記載しなければなりません。(建設リサイクル法第13条、分別解体等省令第4条)

分別解体等の方法

解体工事に要する費用

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

再資源化等に要する費用

●詳細は、三重県のホームページをご覧ください。

三重県 建設業法

検索

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約

解体工事の下請負契約と産業廃棄物の処理委託契約

元請業者事務所

お世話になります！
よろしくお願いします。

施主さん邸の
解体工事と
産業廃棄物の運搬の
打合せ
よろしくお願ひします。

まず初めに確認ですが、
下請さんは
建設リサイクル法に基づく
解体工事業の登録を
されておりましたよね？

そうですね。
産業廃棄物収集
運搬業の許可も
あります。

下請負人

それでは、事前調査や
届出内容に基づいて
今回の解体工事の説明を
させていただきます。

この内容で解体工事に
係る見積もりをお願いします。
見積り期間は法定期間で
良いですか？

了解しました。
作成して期間内に
見積もりを交付します。

今回の解体工事に伴って
「これだけ」の
産業廃棄物が発生します。

【産業廃棄物の種類】	【数量】
・木くず7トン
・がれき類16トン
・ガラス陶磁器くず4トン
・廃プラスチック類0.5トン
・金属くず0.5トン
・石綿含有産業廃棄物 (ガラス陶磁器くず)	0.5トン
・管理型混合廃棄物6トン

この産業廃棄物の排出事業者は
元請業者である弊社となりますので、
この表に記載のある品目については
弊社でそれぞれの処分場を実地に確認したうえで
書面で処分委託契約を結んでいます。^{*1}

下請さんに
解体工事現場から処分場までの
運搬を委託したいのですが、
許可品目や運搬先に
問題はないですか？

はい、
積み下ろす場所の
許可も持っています。

それでは、以前に
運搬単価表は
頂いていますが、
改めて「これだけ」の
運搬費用に係る
見積もりをお願いします。

見積もりをいただき次第、
委託契約書の作成を
進めさせて
いただきます。

*1: 産廃条例第7条で処分先の実地確認が義務付けられています。
*2: 解体工事現場の外で保管する場合は、廃棄物処理法第12条第3項若しくは、産廃条例第8条に基づく届出が必要なケースがあります。(詳細は「下請・収集運搬業者編」JP23を確認ください。)

解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約

解体工事の下請負契約と産業廃棄物の処理委託契約

後日

下請さんから
解体工事と産業廃棄物の運搬の
見積もりが届きました。

うん、
内容も
問題ないね。

下請さん、
見積もりありがとうございます。
ございました。

この内容をお願いします。

早速ですが解体工事の下請負契約書と
産業廃棄物の運搬に関する委託契約書を
作成しますので、
産業廃棄物収集運搬業許可証の写しなどの
必要書類を送っていただけますか。

わかりました！

契約書ができたら
連絡しますので
確認のうえ、
押印をお願いします。

後日

お世話になります！
下請です！

お世話になります。
解体工事の下請負契約書と
産業廃棄物の運搬にかかる
委託契約書ができました。

今回はよろしくお願ひします。

よろしくお願ひします！

下請負人への届出事項の告知・確認

建設業法・建設リサイクル法



建設リサイクル法の対象建設工事の下請負契約を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について告知しなければなりません。

当該下請負契約の際には、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。
(建設リサイクル法第13条、分別解体等省令第4条)



下請負人との契約書に記載する事項のポイント

下請負人は、施主(発注者)が届出た分別解体等の方法がわからなければ、適正な施工ができなくなり、また、契約に先立ちそのような情報を入力できなければ請負金額の適正な見積り等に支障が生じる恐れがあります。そのため、対象建設工事の元請業者は、届出事項について、下請負人に告知しなければなりません。下請負人はそれを確認する必要があります。

下請負契約においては、施主(発注者)と元請業者との契約と同様、下記①～④の内容を契約書面に記載する必要がありますが、③、④の再資源化等に関する事項については、原則として「該当なし」0円となります。これは、一般に、再資源化等の委託は廃棄物処理委託に該当し、排出事業者である元請業者が廃棄物処理業者に処理委託することが廃棄物処理法で求められており(廃棄物処理法第12条)、通常の下請負契約においては再資源化等に関する事項が含まれないためです。

■契約書記載事項

- ①分別解体等の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

法第13条及び省令第4条に基づく書面
(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

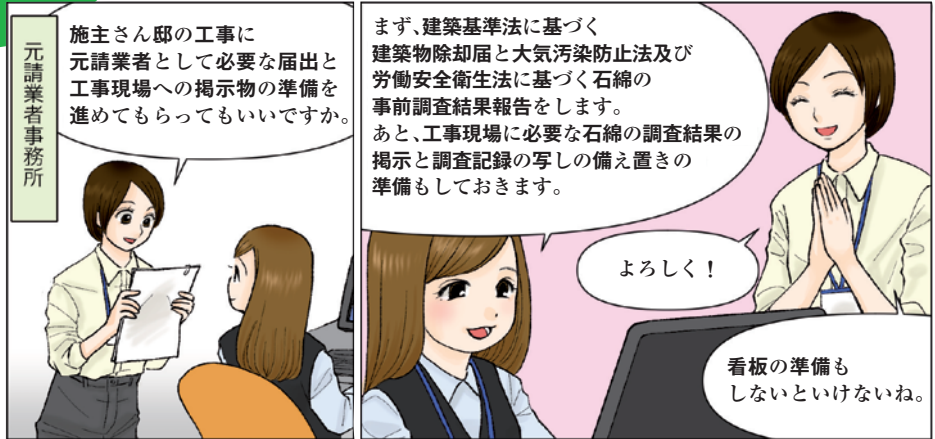
工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り外し □有 □無
⑤その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 (受注者の見積金額) _____ 円(税込)
※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額) _____ 円(税込)
※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。



建設業の許可票や解体工事業者の登録票、労災保険関係成立票、作業主任者一覧表
あと、石綿に関する表示だね。
また、現場で廃棄物を保管する場合は保管場所の掲示板も必要だね。

商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	
資格名	
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	
許可年月日	

保険係成立年月日	令和 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

私から下請さんには、解体工事業者の登録票の掲示板等を願っています。

建築物除却届を提出しましょう

建築物除却届とは?
元請業者は床面積10m²を超える建築物の解体時には、工事に着手するまでに、建築物除却届を市役所又は町役場へ提出する必要があります。

※この届出は、解体後土地を更地にする場合にのみ必要であり、建築物の建替時には届け出る必要はありません。建築物の建替時には別の届出(建築工事届)の中で、除去工事の内容を記載して、施主(発注者)から提出する必要があります。

建築基準法

解体工事現場には 標識等の掲示が義務付けられています



工事現場に掲示すべき許可票等の**主な一覧**は以下のとおりです。

①建設業の許可票 (建設業法第40条)

建設業の許可票	
商号又は名称	25cm以上
代表者の氏名	
主任技術者の氏名 専任の有無	25cm以上
資格名 資格証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別	35cm以上
許可を受けた建設業	
許可番号	35cm以上
許可年月日	

- 掲示場所** 工事現場の公衆の見やすい場所
- サイズ** 縦25cm以上 × 横35cm以上
- 記載内容**
- 商号又は名称
 - 代表者の氏名
 - 主任技術者の氏名
 - 主任技術者の資格
 - 一般建設又は特定建設業の別
 - 許可を受けた建設業 (当該工事の現場に関連する許可を記載)
 - 許可番号
 - 許可年月日
 - 主任技術者又は管理技術者の氏名
 - 主任技術者の資格 (実務経験の場合は「10年以上の実務経験」と記載)

②解体業者の登録票 (建設リサイクル法第33条)

解体工事業業者登録票	
商号、名称又は氏名	35cm以上
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	40cm以上
登録年月日	
技術管理者の氏名	

- 掲示場所** 工事現場の公衆の見やすい場所
- サイズ** 縦35cm以上 × 横40cm以上
- 記載内容**
- 商号、名称又は氏名
 - 法人である場合の代表者の氏名
 - 登録番号
 - 登録年月日
 - 技術管理者の氏名

③労災保険関係成立票 (労働保険徴収法施行規則第77条)

労災保険関係成立票		
保険係成立年月日	令和 年 月 日	25cm
労働保険番号		
事業の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	35cm
事業主の住所氏名		
注文者の氏名		
事業主代理人の氏名		

- 掲示場所** 工事現場の公衆の見やすい場所
- サイズ** 縦25cm × 横35cm (地色/白、文字/黒)
- 記載内容**
- 保険係成立年月日
 - 労働保険番号
 - 事業の期間
 - 事業主の住所氏名
 - 注文者(発注者)の氏名
 - 事業主代理人の氏名

石綿(アスベスト)の調査結果報告や 現場への掲示を忘れずに行いましょう

事前調査結果の行政への報告

事前調査の結果報告は、石綿の有無に関わらず、一定規模以上の工事を行う場合に**必須**です。

●元請業者は一定規模以上の工事の場合は、石綿の有無に関わらず調査結果を“労働基準監督署”と、“三重県又は四日市市”に報告してください。調査結果の報告対象となる工事・規模基準は以下のとおりです。

解体工事
床面積合計80㎡以上

建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む)

工作物*の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む)
*環境大臣が定めるものに限る

【留意事項】吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)に該当する建材がある場合、作業の14日前までに施主(発注者)から自治体へ「特定粉じん排出等作業の実施の届出」、労働基準監督署へ「計画の届出」が必要となりますので留意してください。

報告用サイトの案内

調査結果は「石綿事前調査結果報告システム」を利用(「gBizID」の登録が必要)し、県等に報告する必要があります。

●石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>



●gBizID

gBizID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



※上記システムでの報告1回で、「労働安全衛生法上の届出(労働基準監督署)」と「大気汚染防止法上の届出(三重県又は四日市市)」の両方の報告ができます。

事前調査結果の記録の作成・工事現場への記録の備え置き・調査結果記録の保存

●元請業者は事前調査結果の記録を作成し、記録の写しを除去等の作業中に工事現場に常に備え付けるとともに、作業終了後3年間保存しなければなりません。

工事現場への石綿に関する掲示

●元請業者は工事の際には工事現場に事前調査の結果を表示した掲示板の設置が必要です。事前調査結果報告(上記)で使用する「石綿事前調査結果報告システム」のデータを活用して、説明に必要な書面や作業概要に関する書式様式を作成できるツールを環境省等のサイトで公開しています。加えて、石綿含有建材の除去等作業を行う際は、作業方法等を表示した掲示板の設置が必要です。

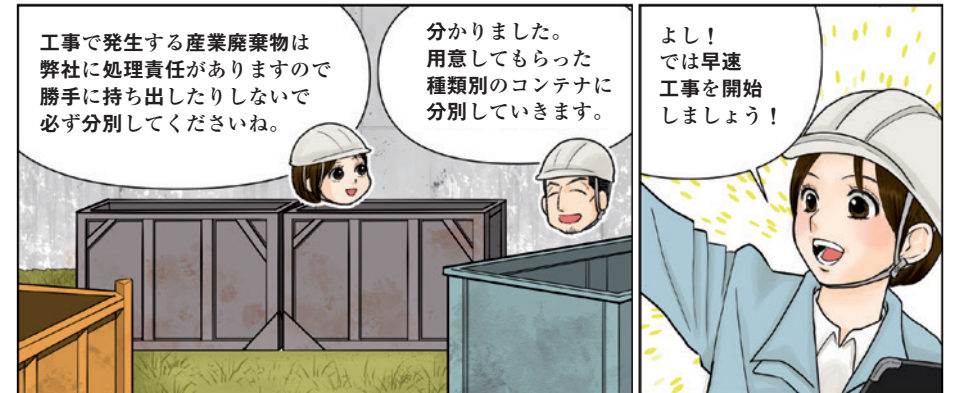
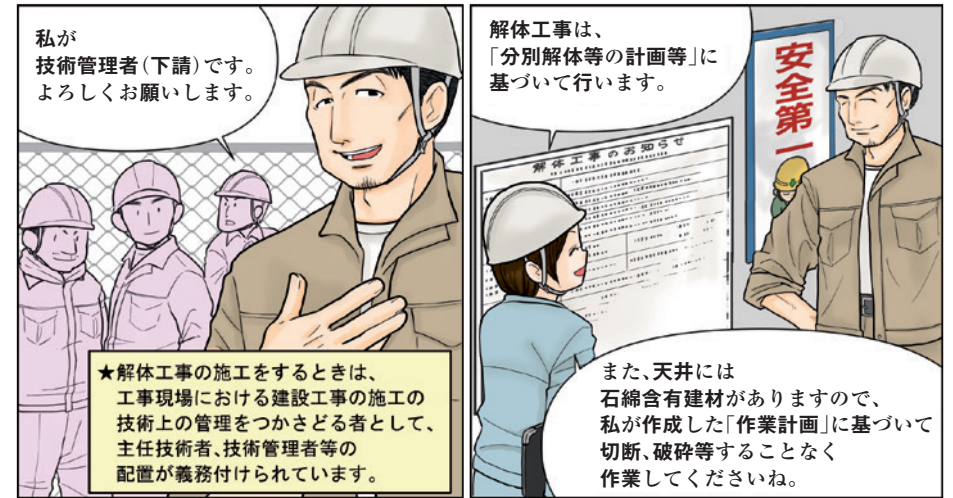
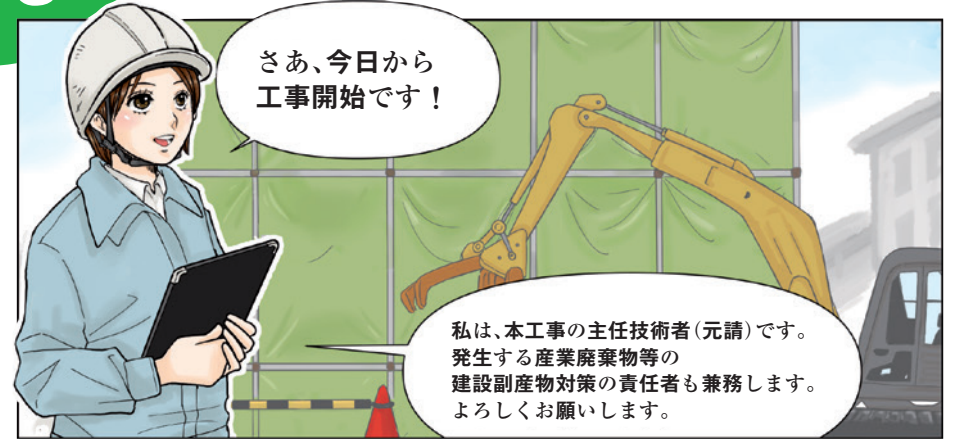
●環境省 事前調査結果に係る各種文書作成ツール

環境省 事前調査結果に係る各種文書作成ツール

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



石綿(アスベスト)関連の詳細は、P13に記載されているホームページをご覧ください。



④作業主任者一覧表 (労働安全衛生規則第18条)

作業主任者一覧表		
資格名	会社名	氏名

任意のサイズ

掲示場所 工事現場の労働者(作業者)の見やすい場所、必要な箇所

サイズ 規定なし

- 作業主任者の選定を必要とする作業や資格を必要とする作業を現場で行う場合に掲示が必要です。

⑤石綿に関連する掲示例 ※大気汚染防止法と石綿障害予防規則の掲示を兼ねる場合です。

(大気汚染防止法施行規則第16条の4、第16条の9、第16条の10 石綿障害予防規則第3条第6項(なお、令和5年10月1日以降、同条第8項に改正となります。))

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。*		
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。		
事業場の名称		発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
[調査方法] [調査箇所]	調査方法の概要(調査箇所)	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
		元請業者(工事の施工者かつ調査者)
	調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	住所
[石綿含有あり]		現場責任者氏名 連絡場所 TEL
[石綿含有なし]〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照		を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者
	石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法	分析を実施した者
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・その他	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		
使用する資材及びその種類		その他の事項
備考:その他の条例等の届出年月日		[石綿含有なし]の判断根拠凡例 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 備考:その他の条例等の届出年月日 ⑤材料の製造年月日

29.7cm以上

注)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事の場合

42cm以上

掲示場所 工事現場の公衆及び労働者(作業者)の見やすい場所

サイズ 29.7cm×42cm以上(縦横のどちらでも可)

記載内容 ●事前調査の結果 ●作業内容等(石綿含有建材の除去等作業を行う場合)

- ・事前調査の結果に関する掲示は石綿の有無に関わらず必要です。
- ・作業内容等に関する掲示は石綿含有建材の除去等作業を行う場合に必要です。
- ※記載例は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」P114～P117を参考としてください。

解体工事で発生する 特定建設資材は工事現場で分別・再資源化等 をしなければなりません

建設リサイクル法



建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート(以上、特定建設資材)を工事現場で分別しなければなりません。
また、分別解体によって生じた特定建設資材の廃棄物について、再資源化等を行わなければなりません。

特定建設資材を工事現場で分別

① コンクリート		② コンクリート及び鉄から成る建設資材	
③ 木材		④ アスファルト・コンクリート	

再資源化等・適正処理

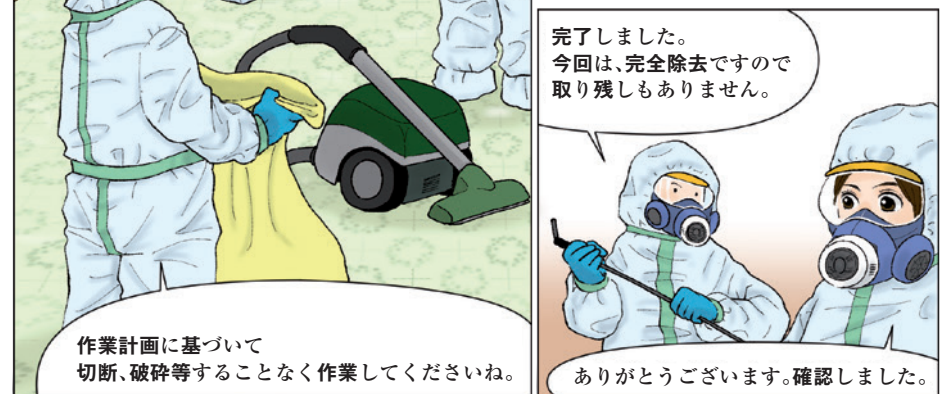
建設リサイクル法の対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化をしなければなりません。
なお、木材についても再資源化をしなければなりません。工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合等は、焼却等によりその容積を減らすこと(縮減)で足りるとされています。縮減する場合であっても、熱回収を行っている業者をできるだけ選んでください。

解体工事の体制について

- 建設業の許可業者においては主任技術者等又は解体工事業の登録業者においては技術管理者を設置して、技術的な管理を行わせることが必要となります。また、建設業許可又は解体工事業登録の標識を掲示しなければなりません。
- 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にすることが望まれます。(上記主任技術者等が兼務することが望まれます。)

石綿含有建材の種類と廃棄物処理法上の取扱い

石綿含有建材の種類	吹付け石綿(レベル1)	耐火被覆材(レベル2)	その他の石綿含有建材(レベル3)
廃棄物処理法上の取扱い	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)	石綿含有産業廃棄物(産業廃棄物)



石綿(アスベスト)除去の作業基準を守るとともに、作業状況を確認・記録しましょう

作業基準について

除去工事は、事前に元請業者が作成した作業計画に基づき、作業基準を守って行いましょう。

【作業基準の例】(大気汚染防止法第18条の14、同法施行規則第16条の4第6項)	
特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	※除去時は①、②またはこれと同等以上の措置(※1)を講ずること
	①切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること (1)除去部分の周辺を事前に養生すること (2)除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
その他の石綿含有成形成等	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること(※1)の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと
	①切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法による除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること	

※1…同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)
 ※2…薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能をもつ局所集じん装置を使用して除去を行う。
 ★石綿障害予防規則に基づき、作業方法(作業基準)についても遵守してください。

労働者の石綿粉じんばく露防止対策

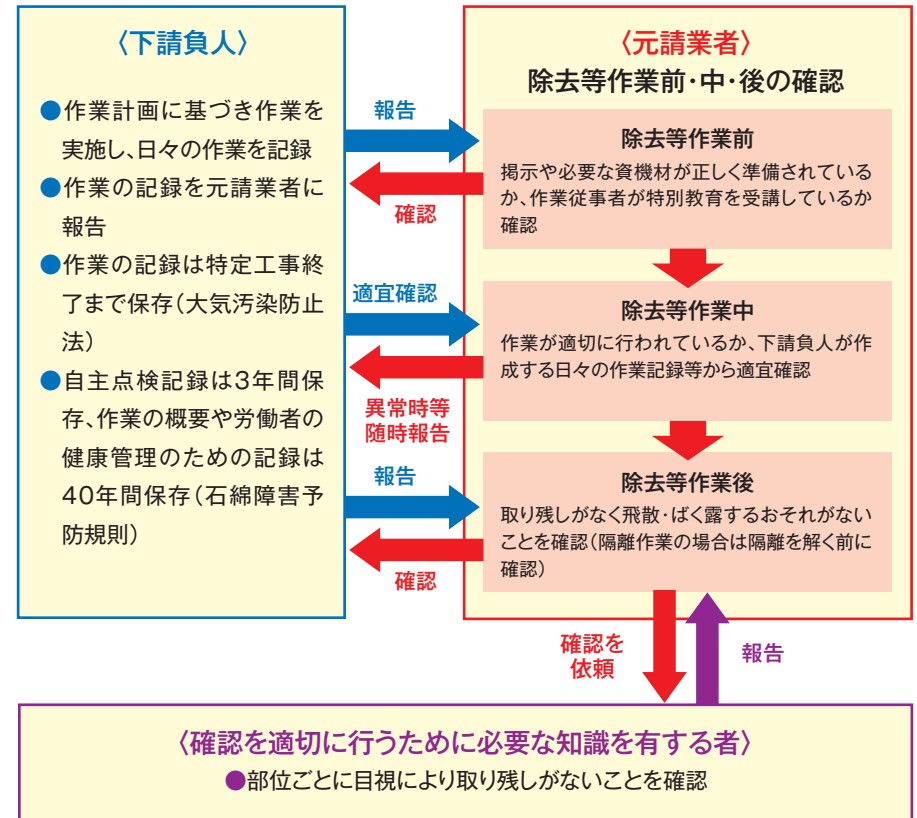
●労働者の健康障害を防止する観点から、以下が石綿障害予防規則により義務づけられています。

- 石綿作業主任者の選任
- 労働者への特別教育の実施(対象は工事に従事する労働者全員です)
- 適切な呼吸用保護具の使用
電動ファン付き呼吸用保護具又は取替式防じんマスク[RS3・RL3]を使用してください。
- 保護衣又は作業衣の使用
- 作業に関係ない者の立入禁止措置
- 作業の記録及び保管(40年間)
- 健康診断の実施及び記録の保管(40年間)
- 飲食と喫煙の禁止



※石綿吹付け材や石綿含有保温材等の除去作業では、より嚴重な飛散・ばく露防止対策を講じるとともに届出等が必要です。

除去等の作業の流れ



作業実施状況の記録

- 元請業者は下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・保存する必要があります。

取り残し等の確認

- 元請業者は除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、知識を有する者に目視で確認させる必要があります。

石綿(アスベスト)関連の詳細は、P13に記載されているホームページをご覧ください。

元請業者による manifests の交付と産業廃棄物の運搬

元請業者による manifests の交付と産業廃棄物の運搬



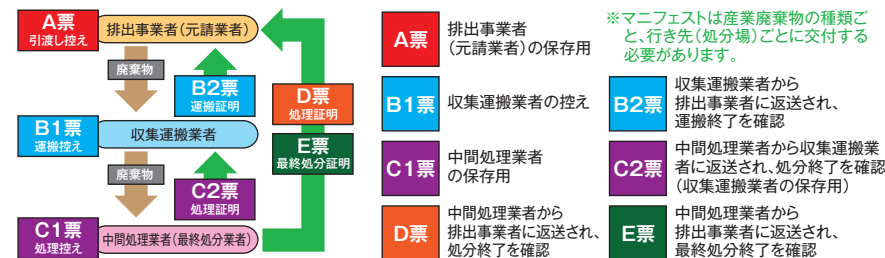
manifests (産業廃棄物管理票) の運用について

manifests 使用のポイント

manifests を使用する上では、廃棄物処理法により定められた下記の事項を守ることが必要です。

- 産業廃棄物の種類ごと、行き先(処分場)ごとに交付する。
- 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付する。
- 排出事業者(解体工事の場合は元請業者)の manifests 交付担当者が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称等を正確に記載した上で交付する。
- manifests 交付の日から5年間A票を保存する。
- 処理業者から送付された写しを、送付を受けた日から5年間保存する。

産業廃棄物が中間処理業者に直接運搬される場合の manifests は7枚です。



交付の際に記入するだけでなく、産業廃棄物が最終処分されたことを確認するまで、処理業者(収集運搬業者及び中間処理業者等)と連絡を取り合いながら協力しあうことが必要です。収集運搬業者から「B2票」、中間処理業者等から「D票」「E票」が戻ってきたら、そのつど保存していた「A票」の照合をします。

「A票」は交付した日から、「B2票」「D票」「E票」は送付を受けた日から5年間保存します。

次の場合は、知事等に報告の義務が発生します

下記のような場合、manifests 交付者は知事等に報告を行わなければなりません。

- | | |
|---------|--|
| 対象となる場合 | ① manifests が返送されてこないとき
直行用 manifests の場合、manifests 交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内に「B2票」及び「D票」が返送されてこない場合、および manifests の交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨の「E票」が返送されてこない場合 |
| | ② 記載漏れのある manifests の送付を受けたとき |
| | ③ 虚偽記載のある manifests の送付を受けたとき |
| 提出期限 | ① の期間が経過した日から30日以内 ② 送付を受けた日から30日以内 |
| | ③ 虚偽記載のあることを知った日から30日以内 |
| 報告内容 | 処理業者に問い合わせた処理の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去または発生防止のために必要な措置を講じた後、その講じた措置内容を知事等に報告します。 |

- manifests の交付者は報告書を作成し、知事等に提出する必要があります。詳細は、三重県のホームページをご覧ください。

三重県 manifests

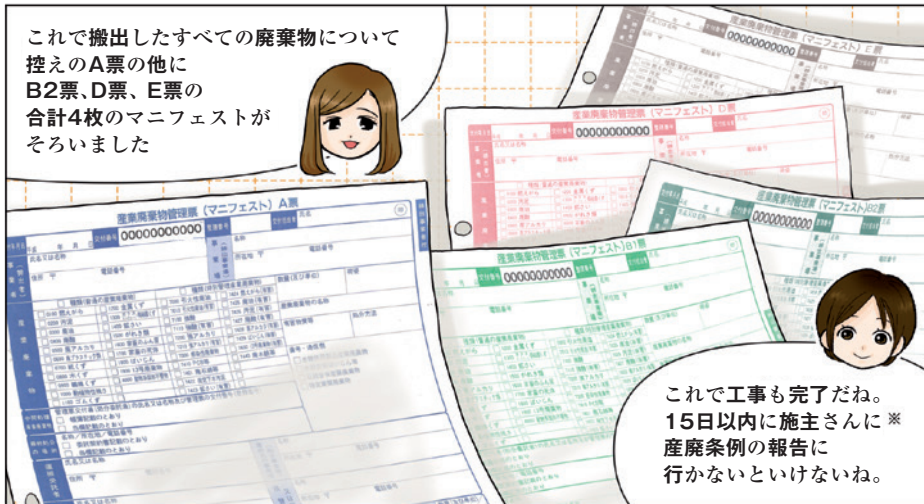
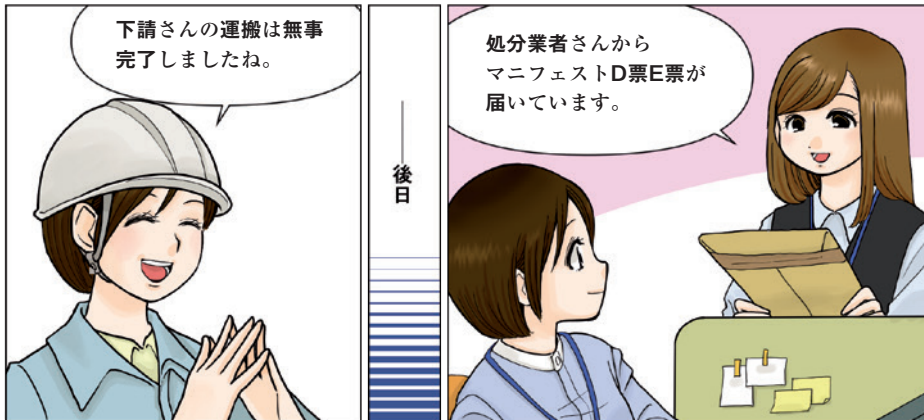
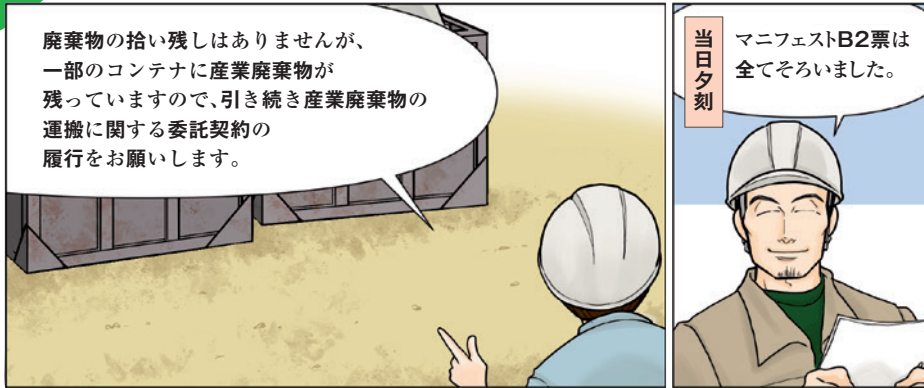
検索

<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/23769014530.htm>



元請業者による manifests の交付と産業廃棄物の運搬

元請業者による manifests の交付と産業廃棄物の運搬



※産廃条例で最終処分した旨の報告を受けた日から15日以内と定められています。

産業廃棄物の運搬時の注意事項について

運搬時の基準

産業廃棄物を運搬する際には、下記の基準（産業廃棄物処理基準）を守ることが必要です。

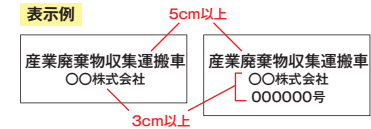
表示義務について 運搬車で産業廃棄物を運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

排出事業者（元請業者）が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を運搬する車両である旨の表示
2. 排出事業者（元請業者）名

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を運搬する車両である旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号（下6けた以上）



注意点

- 見やすいこと
- 鮮明であること
- 両側面に表示すること
- 識別しやすい色の文字であること



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。



左右で表示位置が違ってても、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。

書類の携帯義務について 産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を常時携帯しなければなりません。

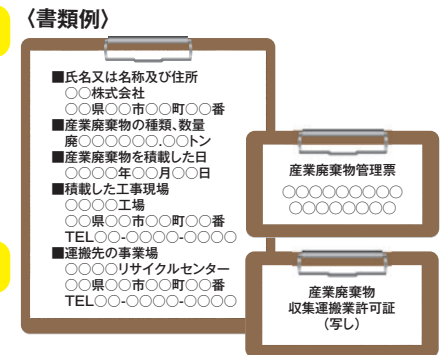
排出事業者（元請業者）が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した工事現場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称

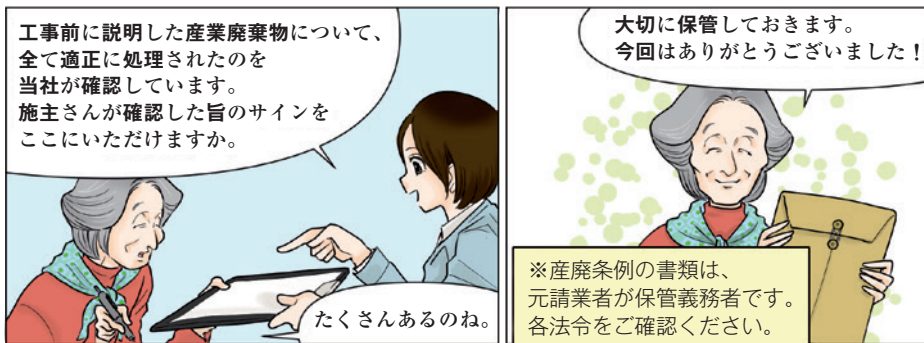
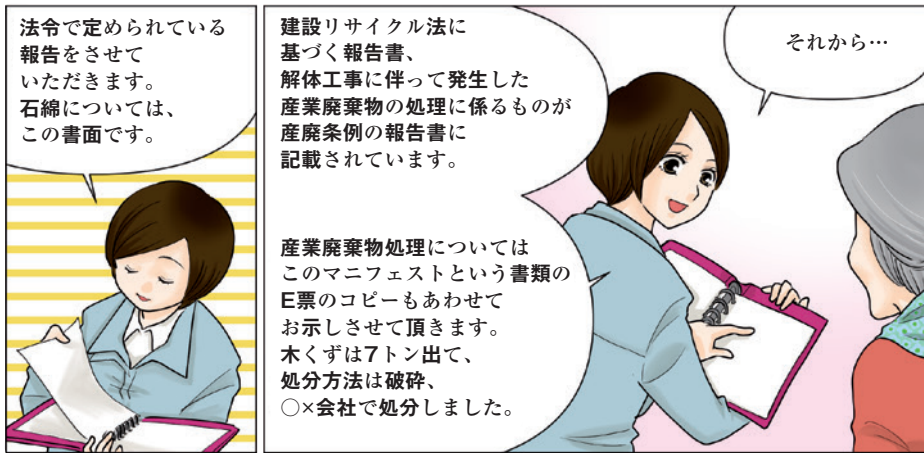
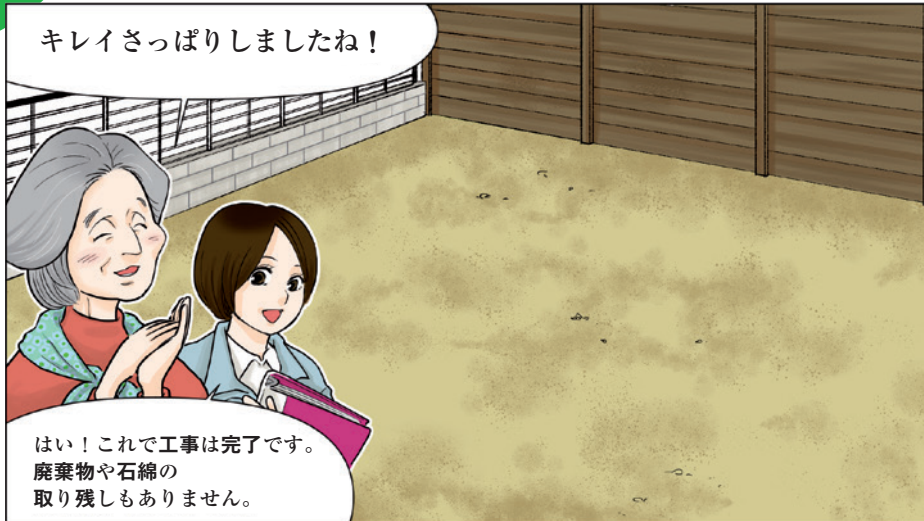
産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・manifest（産業廃棄物管理票）
- ・許可証の写し



※産業廃棄物処理基準には、上記のほか「飛散・流出防止措置」等の基準があります。

産業廃棄物の運搬時の注意事項について



産廃条例に基づく 施主(発注者)への説明・報告について

産廃条例に基づき施主(発注者)への説明・報告の義務がある解体工事は、建設リサイクル法第2条第3号第1号に規定する解体工事で、同法第9条第1項に規定する対象建設工事(建築物の解体:延床面積80㎡以上、工作物の解体:請負金額500万円以上)です。

※上記規模未満の解体工事については**努力義務** ※建設リサイクル法第9条第1項に規定する工事は、P8を参照

解体工事が始まるまでに

産廃条例に基づき施主(発注者)に**説明等**を行う義務があります。

元請業者は、**書面にて**、施主(発注者)に解体工事で生ずる産業廃棄物について以下の説明をして、内容の確認を受けてください。

- 産業廃棄物の種類
- 産業廃棄物の種類ごとの

- ①発生見込量 ②予定処分先 ③予定処分方法 ④処理費用

説明に用いた書面の写しを保存する義務があります。

説明書の参考様式はP35に掲載してあります。

解体工事が終わったら

産廃条例に基づき施主(発注者)に**報告等**を行う義務があります。

元請業者は、施主(発注者)に以下のいずれかの写しを提示するとともに、産業廃棄物を適正に処理した旨を記載した**書面による**報告をして、内容の確認を受けてください。

- マニフェスト(産業廃棄物管理票)の写し
- 電子マニフェストの写し

報告に用いた書面の写しを保存する義務があります。

報告書の参考様式はP35に掲載してあります。

県は元請業者が産廃条例の義務に違反した場合、**元請業者に対し 勧告・公表**を行うことがあります。

勧告の内容 説明又は報告、その他必要な措置を講ずべきことを勧告

- 施主(発注者)に説明や報告をしなかったとき。
- 施主(発注者)に虚偽の説明や報告をしたとき。
- 交付した書面(説明や報告)の写しを保存しなかったとき。

公表の内容 勧告の内容、元請業者の氏名又は名称

- 勧告を受けた元請業者が、正当な理由なく勧告に従わないとき。

石綿(アスベスト)の除去報告と再資源化の完了報告



特定粉じん排出等作業(石綿の除去作業)が完了した時は、施主(発注者)に対し、結果を書面で滞りなく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。
(大気汚染防止法第18条の23、同法施行規則第16条の16)



建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化等が完了したときは、その報告を施主(発注者)に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。
(建設リサイクル法第18条、同法施行規則第5条)

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを施主(発注者)に書面で報告しなければなりません。

施主(発注者)はそれを受領・確認する必要があります。

- 1 再資源化等が完了した年月日
- 2 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 3 再資源化等に要した費用



工事現場に廃棄物が残っていないか、確認しましょう。

再資源化等に要した費用が計画と同等であったか、きちんと再資源化施設に持ち込まれたか等を確認しましょう。

説明書参考様式

参考様式 (第13条第1項関係)

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する説明書

年 月 日

発注者 あて

住所
氏名
交付者 (法人にあつては、名称、代表者の氏名)
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第1項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物の処理について次のとおり説明します。

対象解体工事の名称	対象解体工事の場所					
産業廃棄物の種類ごとの発生量等						
番号	産業廃棄物の種類	数量	処分を行う事業者	処分の場所	処分方法	処理に要する費用の額

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名	確認年月日	発注者の署名又は記名押印
		(印)

報告書参考様式

参考様式 (第13条第2項関係)

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する報告書

年 月 日

発注者 あて

住所
氏名
交付者 (法人にあつては、名称、代表者の氏名)
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第2項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物を適正に処理した旨を次のとおり報告します。

対象解体工事の名称	対象解体工事の場所
産業廃棄物の適正な処理に関する報告の方法(規則第14条第2項) ※該当するものすべてについて、○で囲うこと	
第1号 最終処分終了の産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)の写しの提示及び別紙1による方法	
第2号 最終処分終了の情報処理センターからの通知(電子マニフェスト)の提示及び別紙1による方法	
第3号 当該解体工事に伴う産業廃棄物の最終処分を自ら行った場合、別紙1による方法	

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名	確認年月日	発注者の署名又は記名押印
		(印)

(別紙1)

産業廃棄物の種類ごとの処分量等						
番号	産業廃棄物の種類	数量	処分を行った事業者	処分の場所	処分方法	最終処分終了年月日

●産廃条例の詳細や県の通報先については、三重県の下記ホームページをご覧ください。

三重県 産業廃棄物 適正な処理

検索

<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm>



各種お問合せ先一覧

令和5年度

不要家電・残置物処理について

●一般廃棄物について

三重県 環境生活部 環境共生局 資源循環推進課 TEL 059-224-3310
shigenj@pref.mie.lg.jp

●産業廃棄物について

三重県 環境生活部 環境共生局 廃棄物対策課 TEL 059-224-2483
haikik@pref.mie.lg.jp

建設リサイクル法について

●解体工事業登録について

三重県 県土整備部 建設業課 建設業班 TEL 059-224-2660
kengyo@pref.mie.lg.jp

●建築物について

三重県 県土整備部 建築開発課 建築審査班 TEL 059-224-2709
kenchiku@pref.mie.lg.jp

●建築物以外の工作物(土木工事等)について

三重県 県土整備部 技術管理課 技術管理・DX推進班 TEL 059-224-2918
gijyutsu@pref.mie.lg.jp

建設業法について

三重県 県土整備部 建設業課 建設業班 TEL 059-224-2660
kengyo@pref.mie.lg.jp

フロンについて

三重県 環境生活部 環境共生局 地球温暖化対策課 TEL 059-224-2368
earth@pref.mie.lg.jp

アスベストについて

●大気汚染防止法

三重県 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課 大気環境班 TEL 059-224-2380
mkankyo@pref.mie.lg.jp

●石綿障害予防規則、労働安全衛生法

三重労働局 労働基準部 健康安全課 TEL 059-226-2107
kenkouanzenka-miekyoku@mhlw.go.jp

産業廃棄物及び本冊子について

三重県 環境生活部 環境共生局 廃棄物監視・指導課 TEL 059-224-2388
kanshi@pref.mie.lg.jp

◆ 監 修 ◆

- 三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課
- 三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課
- 三重県 環境生活部 大気・水環境課
- 三重県 環境生活部 地球温暖化対策課
- 三重県 県土整備部 建設業課
- 三重県 県土整備部 建築開発課
- 三重県 県土整備部 技術管理課
- 三重労働局 労働基準部 健康安全課

◆ 協力団体 ◆

- 一般社団法人三重県産業廃棄物協会
- 一般社団法人三重県建設業協会
- 一般社団法人三重県解体工事業協会
- 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会



令和5年3月31日発行

発行 三重県

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

本冊子の著作権等の権利は三重県に帰属します。
無断複写・転載はご遠慮ください。